

# 児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情

平成 14 年 11 月 20 日～平成 15 年 11 月 19 日

最高裁判所事務総局家庭局

## 1 児童福祉法 28 条事件の動向

児童福祉法 28 条事件の申立件数は、別紙のとおりであり、平成 13 年には 169 件となり、平成元年の約 1.2 倍、対前年比の約 1.2 倍という急激な伸びを示した後、平成 14 年には 129 件と若干減少していたが、平成 15 年には、152 件と再び増加に転じた。

本資料は、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行されて 3 年目に当たる平成 14 年 11 月 20 日から平成 15 年 11 月 19 日までに全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法 28 条事件のうち、114 件の事案の特徴を分析し、併せてその事件処理の実情を紹介するものである。

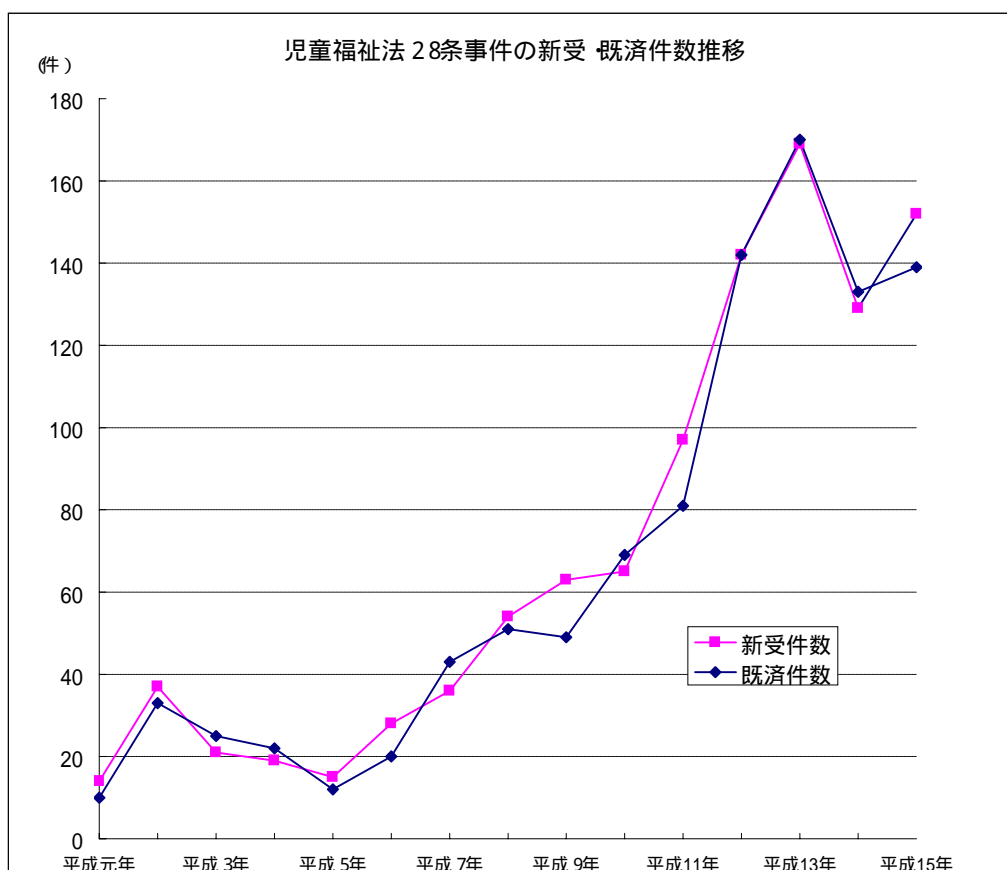
(別紙)

### 児童福祉法28条事件

	新受件数	既済件数	認容	却下	取下げ	その他
平成元年	14	10	3	0	4	3
平成2年	37	33	19	2	12	0
平成3年	21	25	17	0	8	0
平成4年	19	22	18	0	4	0
平成5年	15	12	6	0	6	0
平成6年	28	20	12	0	8	0
平成7年	36	43	18	1	22	2
平成8年	54	51	39	0	12	0
平成9年	63	49	36	0	13	0
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	1
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5

件数は司法統計による。

平成15年は速報値である。



## 2 児童福祉法 28 条事件の実情

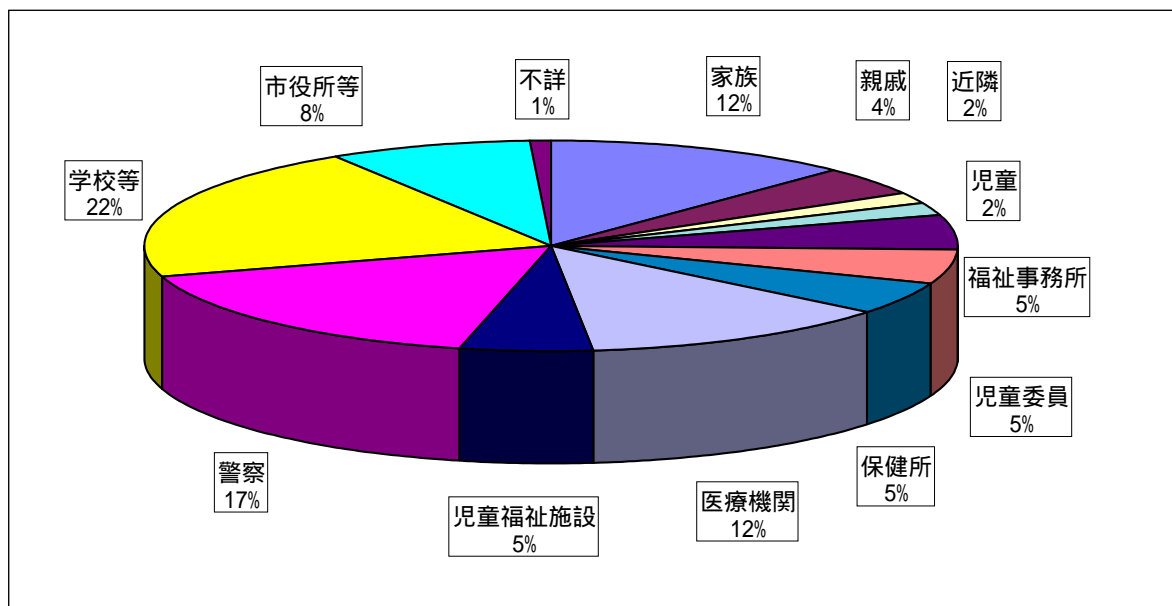
### (1) 通告者別件数 (資料 1)

通告者別件数をみると、学校等 22%、警察 17%、医療機関 12%、市役所等 8%、福祉事務所、児童委員、保健所、児童福祉施設が各 5% などとなっており、関係機関から通告された割合が 79% を占めている。一方、家族が 12%、親戚が 4% などとなっている。

- ・ 通告者別件数は、被虐待状況を児童相談所に通告した機関(者)を集計したものである。なお、児童福祉施設の中には保育所からの通告 1 件が含まれている。

(資料 1) 通告者

家族	親戚	近隣	児童	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	市役所等	不詳	合計
14	5	2	2	6	6	6	14	6	19	24	9	1	114



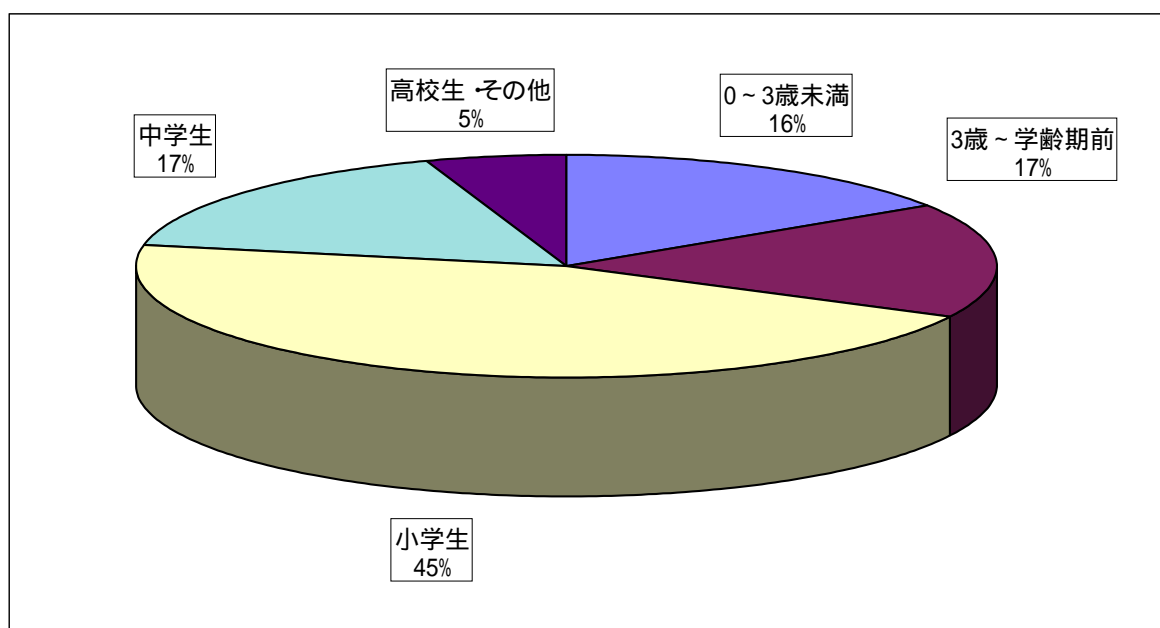
(2) 児童の年齢別件数 (資料2)

児童福祉法28条事件(以下「法28条事件」という。)の対象となった児童の年齢別割合を見ると、小学生が45%、3歳から学齢期前の児童と中学生が各17%、0歳から3歳未満が16%などとなっている。  
なお、0歳の児童の法28条事件は6件(5%)あった。  
学齢期以上にある年齢の児童の割合は、全体の67%を占めている。

(資料2) 児童の年齢

年齢は申立時

児童の年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計
人数	18	19	52	19	6	114



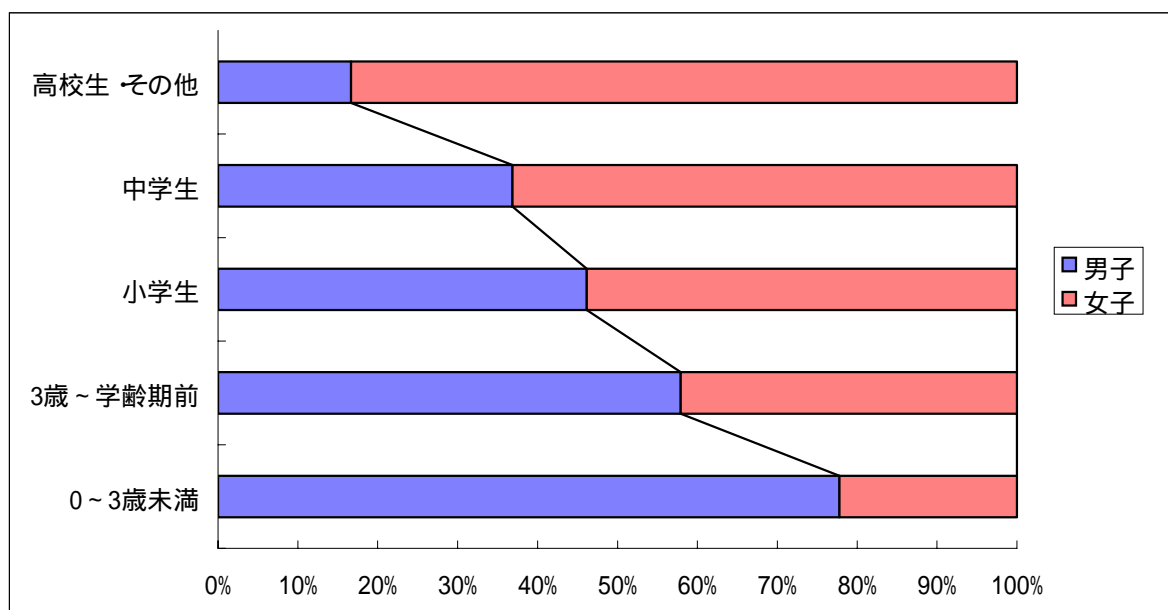
(3) 児童の性別と年齢別件数（資料3）

法28条事件の対象となった児童の男女比は、男子と女子が各50%となっている。

児童の性別と年齢の相関関係を見ると、0歳から3歳未満で男子の割合が78%であるのに対し、高校生・その他では女子の占める割合は83%となっている。

（資料3）児童の年齢と性別

年齢	0～3歳未満	3歳～学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計	比率
男子	14	11	24	7	1	57	50%
女子	4	8	28	12	5	57	50%
合計	18	19	52	19	6	114	100%

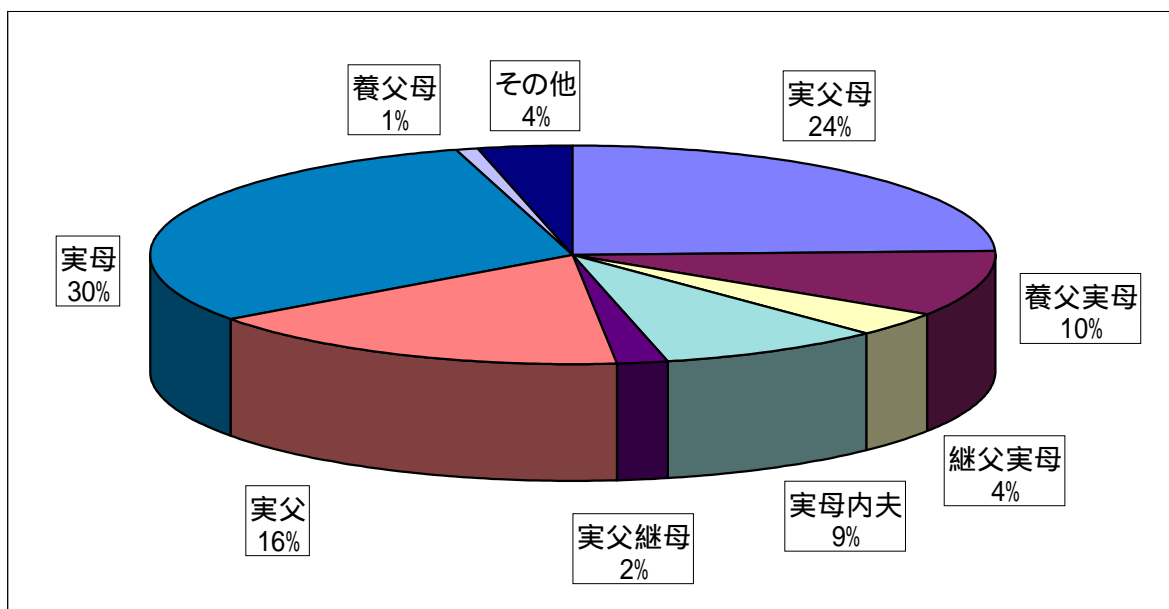


(4) 保護者の関係別件数 (資料4)

法28条事件の対象となった保護者の関係を見ると、実母のみが30%、  
 実父と実母が24%、実父のみが16%、養父と実母が10%、実母とそ  
 の内縁の夫が9%などとなっている。

(資料4) 保護者の関係別件数

実父母	養父実母	継父実母	実母内夫	実父継母	実父	実母	養父母	その他	合計
28	11	4	10	2	19	35	1	4	114



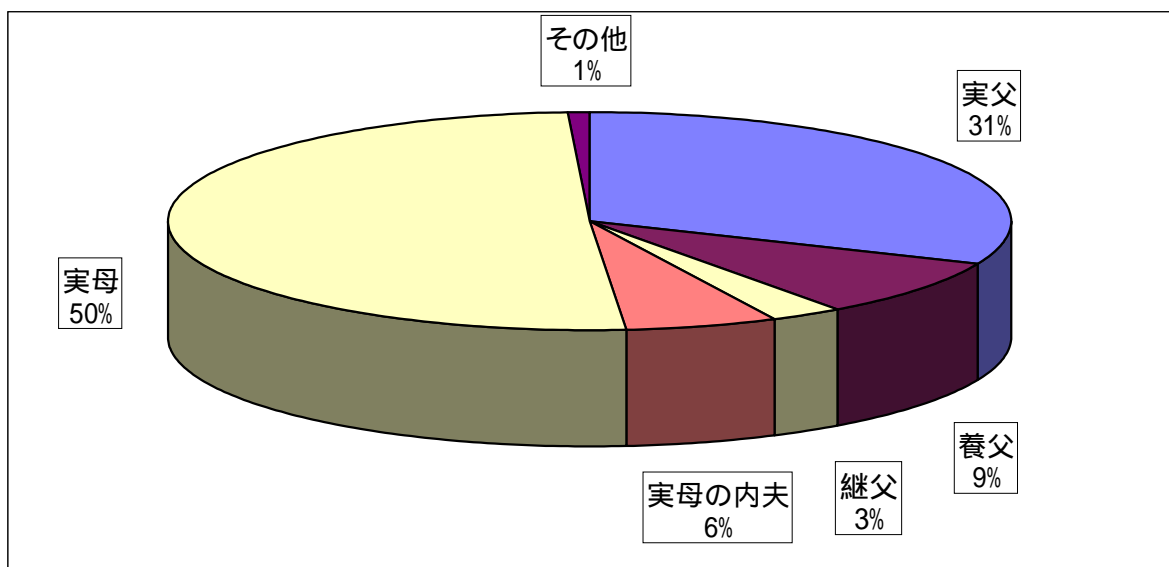
(5) 主たる虐待者別件数（資料5）

法28条事件における主たる虐待者を見ると、実母が50%、実父が31%、実父以外の男性が18%などとなっている。  
実父以外の男性の内訳は、養父9%、実母の内縁の夫6%、継父3%となっている。

（資料5）主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	実母の内夫	実母	継母	養母	その他	合計
件数	33	9	3	6	53	0	0	1	105

複数の保護者による虐待で程度に差がない事例が9事例あったため、合計は105事例である。





(6) 虐待の態様別件数（資料6）

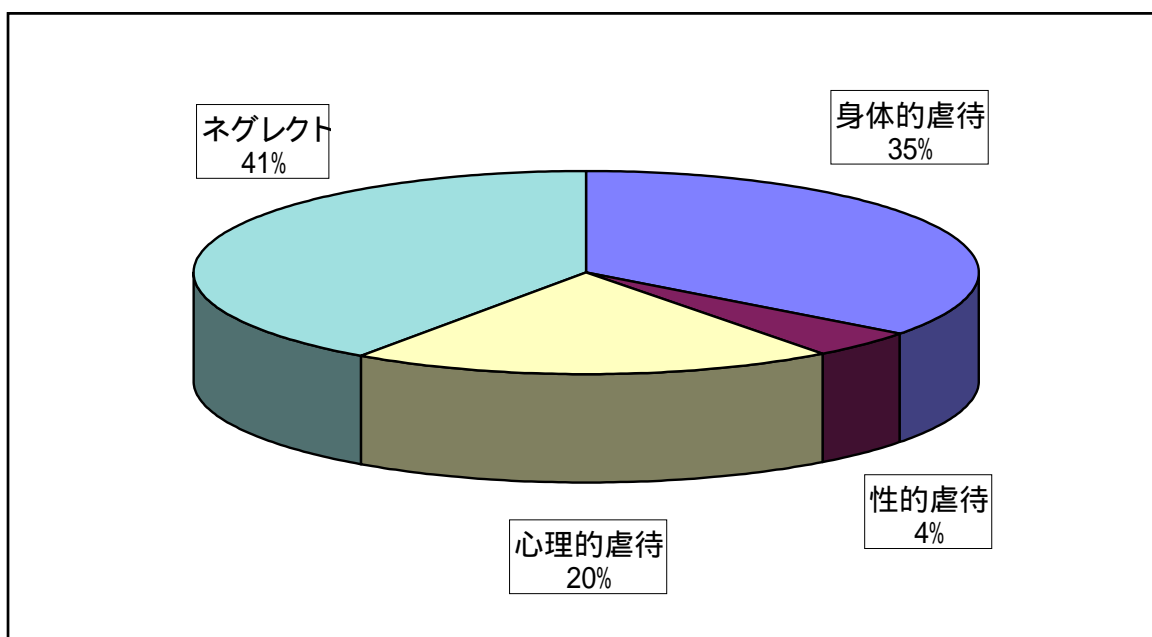
法28条事件における虐待の態様別件数を見ると、ネグレクトが41%と最も多く、次いで身体的虐待が35%、心理的虐待が20%、性的虐待が4%となっている。

- ・虐待の態様については重複集計したものである。

（資料6）虐待の態様

虐待の態様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	58	7	33	66	164

複数の類型につき重複集計しているため、合計は114件にならない。



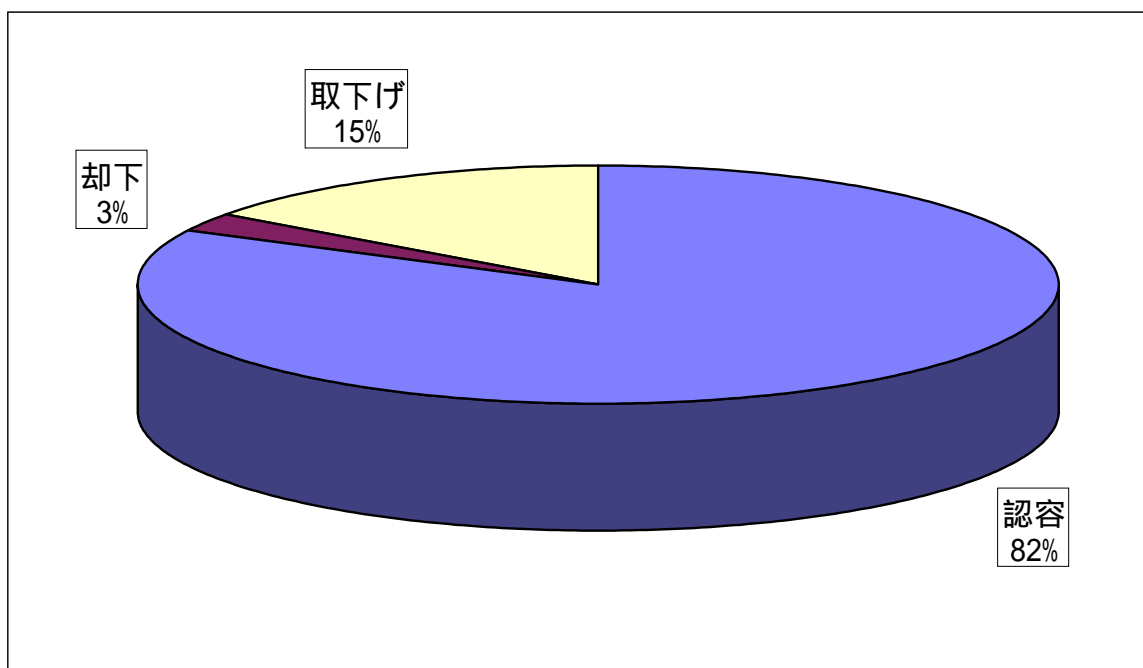
(7) 終局区分別件数 (資料7)

法28条事件の終局区分については、認容が82%、取下げが15%、却下が3%となっている。

- ・ 取下げの事例の多くは、家庭裁判所に係属中に保護者の同意が得られたというものである。
- ・ 却下事例3件のうち1件については、抗告審において取り消されるとともに、児童の施設入所を承認する決定がなされている。

(資料7) 終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	94	3	17	114



(8) 審理期間別件数 (資料 8)

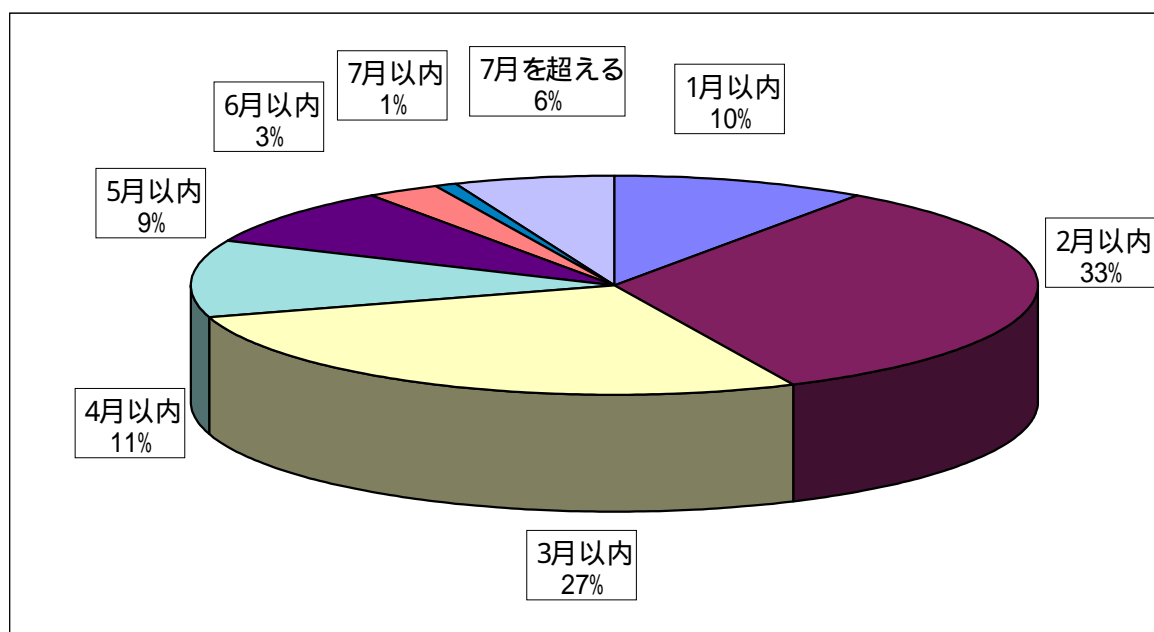
2 か月以内に 43 % の事件が，3 か月以内に 70 % の事件が終局している。

法 28 条事件の平均審理期間は 83 日である。

- ・ 審理期間が最も短かった事例は 7 日，審理期間が最も長かった事例は 286 日である。
- ・ 平均審理期間については，前年同期の 99 日から 83 日に短縮化している。

(資料 8) 審理期間別件数

審理期間	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	7月以内	7月を超える	合計
件数	11	38	31	13	10	3	1	7	114



(9) 申立人代理人選任率 (資料9)

弁護士が申立人代理人に選任されている法28条事件は、全体の25%となっている。

(資料9) 申立人代理人

申立人代理人選任 件数	あり	なし	合計
	28	86	114

